

宮崎労発基0414第4号
令和8年4月14日

関係団体の長 殿

宮崎労働局長
(公印省略)

「職場における熱中症防止のためのガイドライン」の策定及び
令和8年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策については、平成29年から「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組むとともに、令和7年6月に施行された労働安全衛生規則の遵守を図ってきたところです。

県内の今年の熱中症による休業4日以上之死傷者数は、前年の22人を下回り13人(速報値)となっており、死亡事案は発生していません。

一方、全国における熱中症の発生状況を(令和7年12月末速報値)を見ると、死亡を含む休業4日以上之死傷者数は1,681人、うち死亡者数は15人となっております。死亡者数は減少したものの、死傷者数は前年比約4割の大幅な増加となっており、業種別にみると、製造業337人、建設業278人、商業221人、運送業201人、警備業186人となっており、死傷者数については、全体の約4割が建設業と製造業で発生しています。

また、死亡者数は、建設業が最も多く、警備業が続いています。熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認できなかった事例や、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している者への配慮を行っていなかった事例も見られたところです。これを踏まえ、厚生労働省では、熱中症予防対策のさらなる推進のため、本年3月に「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を策定しました。

つきましては、職場における熱中症予防対策の徹底を図ることを目的として、今年度も別添1の実施要綱に基づき標記キャンペーンが展開されますので、傘下会員事業場等に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

また、別添2から4のとおり、全国及び県内における熱中症による死傷災害の発生状況を取りまとめていますので御活用ください。

【厚生労働省ホームページ】

- 「職場における熱中症防止のためのガイドライン」の策定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_71721.html



- 令和8年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」

https://www.mhlw.go.jp/stf/coolwork_2026.html



問い合わせ先	宮崎労働局 労働基準部 健康安全課 電話 0985-38-8835
--------	--------------------------------------